

離婚後の共同親権・両親による共同での養育を実現する法整備を求める請願

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

請願理由

離婚後の子どもの養育について定めた民法第 766 条には、別居親と同居親（子どもを手元で育てている親）との面会交流（面接交渉）についての規定がなく、現在、多くの親子が別居や離婚、事実婚の解消を契機に親子関係を絶たれています。

裁判所での調停や審判、裁判で面会交流を取り決めることはできます。しかし、裁判所での手続きは時間がかかり、その間親子関係が断絶し、決定も一定の基準がないため恣意的かつ限定的です。たとえ裁判所で面会交流の取り決めをしたとしても強制力がないため、裁判所での決定が守られない事例もたくさんあります。

また日本では離婚に際し、子どもの親権をどちらかに定めるという単独親権制度をとっています（民法第 819 条）。その結果、子どもの養育の責任は一方の親に押し付けられます。他方、親権を失った親には、子どもを養育する責任がなくなり、その権利も法的に保障されません。

親権を失えば、子どもとの交流ができなくなるのではないかというおそれから、親権を奪い合う親どうしの紛争は年々熾烈になっています。そのことが離婚に際しての親どうしの葛藤を高め、離婚後の親子の交流をいっそう困難にします。離婚は夫婦関係の解消であって、親子関係の断絶ではありません。すべて不利益を被るのは、双方の親から愛され育てられる権利を持つ子どもたちです。

すでに共同親権に移行した国々では、緊急性のない親子の引き離し行為は子どもへの虐待であるとされていますが、日本国内では、法制度と支援体制の不備により親子の引き離し状況は野放しにされています。

別居、離婚後の親子関係を保障するための支援体制を整え、離婚後の親子関係についてのルールと、それを保障する法整備を早急に進めてください。

請願事項

- 1 民法第 819 条を改正し、本質的に離婚後も親の子どもへの権利義務は平等であるという視点から、双方の親の養育の権利と責任を明確にする離婚後の共同親権制度を導入してください。
- 2 別居、離婚後も双方の親が子どもへの養育に関わるように、面会拒否に対する強制力の付与など実効性のある離婚後の親子関係の法整備を行なってください。
- 3 困難な別居・離婚後の親どうしの関係を調整するため、第三者による仲介への支援、安全な面会場所の確保、離婚後の親子関係についての親教育プログラムの提供、子の年齢に応じた面会交流のガイドラインの整備など、別居・離婚後の親子の交流を保障するための法整備を行なってください。

氏 名	住 所

【署名集約先】親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒186-0004 東京都国立市中3-11-6スペースF内 T・F 042-573-4010 ■最終集約日 2009 年6月 30日